記者発表資料

平成２５年１月１８日
東 北 地 方 整 備 局

入札監視委員会の審議概要について
（第一部会第３回定例会議）

東北地方整備局入札監視委員会の第一部会第３回定例会議は、１２月４日（火）に仙台市の東北地方整備局で開催されましたので、その審議概要（別紙）についてお知らせします。

議事では、委員会が抽出した案件９件の審議が行われ、意見の具申又は勧告事項はありませんでした。

〈発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会〉

問 い 合 わ せ 先

国土交通省　東北地方整備局
（第一部会）　仙台市青葉区二日町９番１５号　　TEL (022)225-2171（代表）

主 任 監 査 官　熊谷（くまがい） 伊佐男（いさお）（内線２１１４）
入札契約監査官　鈴木（すずき） 和弘（かずひろ）（内線２２２０）
契 約 管 理 官　阿部（あべ） 幸太（こうた）（内線２２２２）
技術開発調整官　國松（くにまつ） 廣志（ひろし）（内線３１２０）

東北地方整備局　入札監視委員会（第一部会）　審議概要

<table>
<tr><td>開催日及び場所</td><td colspan="3">平成２４年１２月　４日（火）　東北地方整備局　大会議室</td></tr>
<tr><td>委員</td><td colspan="3">部　会　長　京谷　孝史【(国)東北大学大学院 工学研究科土木工学専攻 教授】
部会長代理　熊谷　真宏【公認会計士・税理士】
委　　員　伊東　満彦【(学)東北学院大学 法科大学院 教授】
委　　員　牛尾　陽子【(公財)東北活性化研究センター フェロー】</td></tr>
<tr><td>審議対象期間</td><td colspan="3">平成２４年　７月　１日　～　平成２４年　９月３０日</td></tr>
<tr><td rowspan="7">審議案件</td><td colspan="2">総件数　　９件　（別紙－１ 審議案件一覧のとおり）</td><td rowspan="7">（備考）
(1)工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等及び物品の製造等の発注状況
(2)指名停止等の運用状況
(3)談合情報等の対応状況
(4)再度入札における一位不動状況
(5)低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況
について報告を行った。</td></tr>
<tr><td>工事</td><td>一般競争入札(政府調達)</td><td>１件</td></tr>
<tr><td></td><td>一般競争入札（政府調達以外）</td><td>２件</td></tr>
<tr><td></td><td>工事希望型競争入札</td><td>１件</td></tr>
<tr><td></td><td>工事希望型以外の指名競争入札</td><td>１件</td></tr>
<tr><td></td><td>随意契約</td><td>１件</td></tr>
<tr><td colspan="2">建設コンサルタント業務等</td><td>２件</td></tr>
<tr><td colspan="2">役務の提供等及び物品製造等</td><td>１件</td></tr>
<tr><td>委員からの意見・質問、それに対する説明・回答</td><td colspan="3">別紙－２のとおり</td></tr>
<tr><td>委員会による意見の具申又は勧告の内容</td><td colspan="3">別紙－３のとおり</td></tr>
</table>

別紙ー1

審 議 案 件 一 覧

【工事】

入札方式	工 事 名	工事種別	競争参加資格を確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額（単位：千円）	落札率（単位：%）	備 考
一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事	最上川上流大旦川排水機場ポンプ設備改築工事	機械設備工事	7	7	平成24年7月11日	（株）荏原製作所	780,150	94.0	山形

入札方式	工 事 名	工事種別	競争参加資格を確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額（単位：千円）	落札率（単位：%）	備 考
一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事以外のもの）	普代高架橋上部工架設工事	鋼橋上部工事	1	1	平成24年8月27日	瀧上工業（株）	93,975	96.8	三陸国道
一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事以外のもの）	白川ダムゲート修繕工事	機械設備工事	1	1	平成24年8月16日	（株）IHIインフラ建設	25,200	91.9	最上川統管

入札方式	工 事 名	工事種別	技術資料の提出を要請した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額（単位：千円）	落札率（単位：%）	備 考
工事希望型競争入札方式	湯沢河川国道事務所庁舎改修工事	建築工事	16	3	平成24年9月11日	仲周建設（株）	13,073	93.8	湯沢

入札方式	工 事 名	工事種別	指名業者数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額（単位：千円）	落札率（単位：%）	備 考
工事希望型以外の指名競争入札方式	水沢国道管内橋梁補修工事	維持修繕工事	12	2	平成24年9月24日	ショーボンド建設（株）	75,075	94.6	岩手

入札方式	工 事 名	工事種別			契約締結日	契約の相手方	契約金額（単位：千円）	落札率（単位：%）	備 考
随意契約方式	国道6号広野地区除染工事	維持修繕工事			平成24年8月20日	清水建設（株）	31,080	99.9	磐城国道

【建設コンサルタント業務等】

入札方式	業 務 名	業種区分	競争参加資格を確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額（単位：千円）	落札率（単位：%）	備 考
一般競争入札方式	胆沢ダム試験湛水支援業務	土木関係建設コンサルタント	1	1	平成24年9月20日	（特社）東北建設協会	70,350	90.9	胆沢ダム

入札方式	業 務 名	業種区分	手続への参加資格及び業務実施上の条件を満たす参加表明書の提出者数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額（単位：千円）	落札率（単位：%）	備 考
簡易公募型競争入札方式	旧北上川左岸井内地区用地調査等業務	補償関係コンサルタント	14	7	平成24年8月8日	（株）三和技術コンサルタント	64,050	99.8	北上川下流

【役務の提供等及び物品の製造等】

入札方式	業 務 名	業務分類		企画競争参加資格要件を満たす企画提案書の提出者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額（単位：千円）	落札率（単位：%）	備 考
企画競争方式	青森河川国道事務所ホームページ効果検証・検討業務	役務の提供等		1	平成24年8月7日	（株）パナックス・ジャパン	4,567	99.3	青森

別紙－２

１．報告

意見・質問	説明・回答
・なし	

２．審議

１．最上川上流大旦川排水機場ポンプ設備改築工事

・この案件は総合評価落札方式で入札を実施しており､評価値が最も高い業者が落札している。 　落札した業者より安い価格で入札した業者は、評価値が最大とならなかったため、落札できなかった。 　入札価格と施工体制・技術提案とを総合的に評価して落札者を決定する訳だが、入札価格と技術提案の評価に、関係性はあるのか。入札価格の差と品質の差は対応しているのか。	・技術提案は、各社毎に異なっているので、関係性を一概に示すことは難しい。 　今回の案件を例に説明すると、耐久性の向上を図るための提案内容として、落札した業者はバルブにステンレス鋼の使用を提案しているのに対して、他の業者は塗装によって向上させる提案であることから、技術点に差がついた。 　技術提案の評価については、審査・評価を中立・公平に行うため、学識経験者で構成する総合評価委員会にお諮りし、審議をしてもらっている。 　技術提案の内容と価格との関係は、対応しているものと思っている。
・評価の方法についても、それに基づいて行った結果も問題ないということか。	・そのとおり。
・技術提案は定性的なものであり、それを定量的なものに置き換えている。 　ポイント化したものが価格を優先する、何らかの明確な基準や客観性等を説明いただければ問題は解決できる。	・品質は定性的なものであり、価格は定量的なものであるが、それらの異なったものを、評価値という尺度で、比較している。 　品質は、役所の職員だけで評価するのでなく、有識者の判断をいただきながら、実施している。 　評価値への換算の方法も、事前に入札公告で明らかにしている。

２．普代高架橋上部工架設工事

・何故、愛知県の業者が、１者だけ入札に参加しているのか。	・一般競争入札であり、何故１者だけが参加したのか理由は分からないが、今回参加した業者は、上部工の製作を受注した特定建設共同企業体の構成員であり、愛知県内の工場で製作を行っていた。
・Ｐ１橋が遅れていたが、この場所に架設するということか。 　入札に参加した業者は、設計内容を十分に把握していたので、入札に参加しやすい環境にあったのか。	・用地問題でＰ１橋の施工が遅れたため、過去に製作された橋梁上部は、完成時に一旦引き渡しを受けている。その後、用地問題が解決し、Ｐ１橋脚工事も別途契約済みである。 　設計図書等には、それらの条件も明示しており、他の業者でも架設は可能であると思われる。

意見・質問	説明・回答
３．白川ダムゲート修繕工事	
・何故、参加者が１者しかいないのか。	・各業者の事情なので分かりかねるが、金額が小さ過ぎることが敬遠された理由と推測される。
・更新と塗装という違う分野の工事内容であったからなのか、業者にとっては難しいことなのか。	・難易度からいえば、それほど難しくない。機械設備と塗装塗替の施工場所が錯綜し、かつ、塗装の足場を確保するため機械設備の一部を取り外すことが必要となるので、密接不可分と判断し、一括して発注した。
・コリンズでは、４０者が技術資料提出可能となっているが。	・ダム管理設備の修繕なので、４０者という業者数については、妥当と考える。
・４０者といいながら、結果として１者のみの参加だが。	・機械設備工事は、１者が参加する事例が非常に多い。 なお、ダム建設時に機械設備を施工した業者と、今回入札に参加した業者とは、別の業者である。
４　湯沢河川国道事務所庁舎改修工事	
・入札調書を見ると２者が辞退しているがその理由は。	・いずれも推測になるが、入札に参加しなかった１者は、入札関係資料を取り寄せたものの、積極的に参加する意思がなかったのではないか。また、２回目の入札時に辞退した業者は、１回目の入札時の価格が高く、金額の折り合いがつかず辞退したのではないか。
・応札業者が少ないのは、価格設定が厳しいのではないか。	・建築工事全般に言えることだが、建築は民間需要が多く、官の需要が少ないので、業者も官に依存しなくてもと考えているのではないか。
・２回目の入札では、落札業者と次点業者との金額差は５万円であり、おかしなところはないか。 以前に、積算ソフトの結果が官の積算とかなり近似値になっているという説明を受けたが、民の需要が多いといっても、１回目の入札金額が高かったのに何故下がるのか。 資材単価も人件費も上がっている中で、どのようにして金額を下げていったのか。	・提出された工事費内訳書を確認したが、おかしなところはない。 １回目の入札で落札しなかったので、双方の業者とも積算をし直した結果だと思われる。 最終の入札の金額となると、間接費などの経費率をどのように考えるかにかかってくると思われる。 最後は、各々の業者が、直接工事費以外の価格をどのように考えるかで、差が生ずると思われる。 結果的に、湯沢河国の管内で一般土木も行っている会社が受注している。
５　水沢国道管内橋梁補修工事	
・対象業者評価表を見ると、相当数の業者がリストアップされており、評価も適切に運用されているが、入札調書を見ると辞退が続出している。 震災により、橋梁補修が多く発生し、この価格では魅力がなくなっているのか。 ２箇所の離れた現場を合わせて発注している	・業者にとっては現場が点在するよりも、まとまっていた方が仕事をしやすい。 今回２箇所をまとめて発注したのは、補修は手間がかかる工事であり、各補修毎に技術者が一人取られるよりは、効率がいいと考えたからである。。 補修工事については、業者に対して、現場毎に経費を聞き取るなど、工夫は行っている。また、発注ロッ

意見・質問	説明・回答
が、対象地域を広げ沢山の数量を取りまとめて発注するなど、工夫が必要では。	トを大きくすることも行っている。
６　国道６号広野地区除染工事	
・今年の４月には福島市の民家の除染現場に、そして１１月には川内村の森林除染の現場に行ってきた。 　除染のノウハウを持っている企業は限られており、今回の随契の相手方となった業者も、その中の１者だと思う。 　しかし、除染のコストがばらついている。例えば、除染した土を入れる耐候性大型土のうの単価を見ると、福島市の民家除染と川内村の森林除染とでは、５千円も違う。 　除染作業は、業者の言い値で契約を結んでいるのではないか。整備局なり復興庁なりが、価格をきちんと精査した方がいい。	・この予定価格の積算には、環境省が既に公表している「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準」で示されている歩掛りを使っている。 　基本的には、この公表されている歩掛りを見れば、大手企業だけでなく、地元の業者でも積算はできるようになっている。 　土のうが、環境省の基準に含まれているかは承知していないが、各社の調達コストは、大量購入によりコストダウンを図るなどして、必ずしも一致していないことがあるかも知れない。
・福島市内の全てを除染したら、どれだけの金額になるか。そして、膨大な利益が生じることになる。 　今回の案件は仕方ないが、今後除染作業の契約を締結するときは、是非精査された方がいい。	・我々も強い問題意識を持っている。 　除染は、政府全体で７０００億円位の予算が計上されている。 　除染は、モノを作ったり、直したりするのと違い、出来形が全く目に見えない。ガレキの処理は見えるが、放射線は除去されたかどうか見えない。 　我々は、環境省の指針に基づくだけでなく、できる範囲でコストを抑えたり、チェックを厳しくしたり、独自のやり方を取り入れている。 　例えば、環境省は地上１ｍの空間線量を測定しているが、我々は地上１ｍの空間線量と合わせて、路面上１ｃｍのところで、かつ、周囲を鉛で遮蔽をして道路だけの線量の値を測定している。 　そうすると道路は、地上については結構空間線量が高いが、それは周りの影響を受けて高いだけであり、道路はほとんど問題がないというケースも多くある。 　この場合、１ｍの空間線量で判断して、そのとおり路面を洗浄しても効果がない。 　そういう独自の測定を行い、それも全部公開しながら、加えてマスコミにも現場の様子を公開して作業を進めている。 　除染については皆が未経験であることに加えて、これまでの経験が生かされていない部分もあるので、試行錯誤であるが、できる範囲で少なくとも私達が担当する部分は、やり方を工夫しながら、先導的に実施していこうとしている。
・復興庁の構成員に、国土交通省、経済産業省、農林水産省は入っているが、環境省は入っていないことも問題だと思う。	

意見・質問	説明・回答
７．胆沢ダム試験湛水支援業務	
・受注した法人のＨＰで､収支決算書を見たが、「発注者支援事業収入」の欄は、予算額が２９億円に対して､実際には３８億円受注している。 結果的に、落札率が９０．９％で、１者のみの参加となっていることをどう考えるか。	・試験湛水支援業務は、通常よりも測定回数が多く、きめ細やかな監視が必要という特殊性があり、そのことが応募者数が少なかった理由ではないかと推測している。
・技術提案書の提出可能業者が、１２４者もありながら、きめ細やかな監視が必要というだけで、民間企業の参加がない。 競争性、透明性を確保する観点からも若干物足りない。	・この案件は、発注者支援業務として民間の参入を促進する業務となっている。 参加要件も他のダム管理支援業務と同様であり、ダム完成後初めて水を貯めるが、測定頻度が高くなる程度である。 １２４者の内訳を見ると、主に河川・道路の管理支援と設計・計画業務の一般コンサル業者で、その中で仮にダム支援業務の実績を要件とすると業者も絞られてくるが､今回はそのような業務実績は求めていない。
・測定頻度を高めたため、他の業者が参加しなかったのでは。	・過去は、特殊な業務として、落札した法人のみが、この業務を行っていた。 公益法人改革の中で、民間企業に事業譲渡を進めている。
・受注法人への発注業務としては、過渡期ということか。	・事業譲渡に伴い、同法人の受注は徐々に減少していくものと考えている。
・受注法人以外がダムの管理業務に従事している例はあるか。	・従来、受注法人と随意契約を締結していた地すべり監視業務は、民間業者が業務を行っている。
８．旧北上川左岸井内地区用地調査等業務	
・入札調書を見ると、予定価格以下で入札した業者が２者で、落札できなかった業者は入札価格が最も低いものの、技術評価点合計（A）は３０点と、落札した業者と比べて、１０点以上低い。 対象業者評価表の専門技術力の優良表彰を見ると、予定価格内の２者で比較しても、差がついている。 優良表彰の有無が、結果的に落札か否かを左右することにならないか。	・対象業者評価表では、参加表明した１４社を１０社に絞り込むための、客観的評価を行う中で、優良表彰等も加味している。 入札調書の技術評価点は、入札説明書に示した評価項目に基づき配点し、予定主任担当技術者の経験とか能力を４０点満点で評価し、その評価項目として優良表彰や、それ以外の資格や業務実績等で客観的に評価している。
・対象業者評価表と技術評価の得点とは直結はしないということだが、割合が大きいのではないか。	・表彰を、恣意的に決めている訳ではない。 前年度の業務成績が極めて高く、表彰に値する限られた少数の業者を表彰している。 技術評価点として入札時に加点するが、２年又は３年の間だけで､いつまでも加点要素が続くわけでなく、他の要素とも関係してくる。

意見・質問	説明・回答
・対象業者評価表で、非指名業者の中で「業務実績が確認できないため」というのがあるが、どんな意味か。	・入札に参加するためには、整備局管内で「事業損失部門」の同種又は類似業務の実績を必要としているが、参加表明者は、それを確認することができる資料を提出しなかったということ。
・事業損失とは何か。	・事業の施工中あるいは施工後において、地盤の変動等で生じた損失であり、その補償を算出する業務を実績として求めている。
９．青森河川国道事務所ホームページ効果検証・検討業務	
・効果検証の対象となっているＨＰの作成は、今回の落札業者が行ったのか。 　落札業者はどこの業者か。	・ＨＰ作成の契約図書の保存期間が既に満了しており、今回の落札業者か否かは確認できなかった。 　落札業者の本店の所在地は仙台市である。
・何故、青森市内の業者に依頼しないのか。	・参加資格要件は、ＨＰ作成に関する業務実績であり、幅広に間口を広げた要件としたが、提案書を提出した業者は１者のみであった。
・ソフト事業の地域振興の観点から地元の業者を活用してはどうか。	
・各事務所でＨＰを作成していると思うが、デザイン等の更新は行っているのか。	・各事務所が適宜ＨＰの作成業務を発注しているが、効果・検証業務については、発注の実績はない。
・色々な業者が独自性を発揮して、魅力あるＨＰを作成した方が、アクセス数も増えるのではないか。	

別紙－３

３．委員会による意見の具申又は勧告内容

本日の審議結果について、意見の具申又は勧告事項はありません。
今後とも、入札及び契約手続における一層の透明性・競争性の確保に留意し、入札・契約業務の適正かつ厳正な執行を行っていただきたい。

なお、要望が３点あります。
１点目は、国交省が、モデルケースとなる独自の方策等で除染作業を行っているが、今後、除染事業が公正に遂行するよう、国交省が先頭に立って公正な基準づくりを進めていただきたい。
２点目は、公益法人が受注している業務について、今後とも民間業者がより一層参加できるような工夫等の努力をしていただきたい。
３点目は、管内事務所等のホームページについて、地元のソフト業者を活用して地域密着型の独自性がある、地域の方も見やすく親しみのあるものを作っていただきたい。

【当局からのコメント】
ご要望いただいた３点については、引き続き透明性及び競争性を確保するよう、今後とも検討を重ねて参りたい。